

## 基本協定書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	2	第4条	1項	(2)		事業者の設立	最低資本金額について、県による定めはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第5条	2項	(3)		事業者の株主	金融機関から融資を受けるにあたって、株式に質権の設定を求められた場合には、県の承諾をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	直接協定の締結及び担保権設定契約等の提示を前提に、県の判断により認めることになります。
3	4	第9条				事業契約の不成立	乙の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、議会の承認が得られずに事業契約が締結できなかった場合であっても、本条が適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	5	第10条	2項			違約金	「事業者から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず、乙は連帯して…違約金として支払う。」とありますが、事業契約の締結前後によって、違約金の額が大きく異なることとなります。このような差異を設ける理由をご教示願います。	第10条第2項においては、差を設けることを目的として設定していません。
5	5	第11条	1項	(1)		秘密保持	「…又は開示を受けた後開示者の責めによらず公知となった情報」とありますが、「開示者」ではなく「被開示者」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正いたします。
6	5	第11条	1項	(6)		秘密保持	乙に係る情報を情報公開条例に基づき開示する場合、乙に同条例に基づく意見書提出の機会が付与されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。